

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「会計規則」といいます。）第62条の規定を準用し公告します。

なお、三重県一般競争入札実施要綱第3条に基づく公告事項のうち、共通事項については本公告に記載していますが、本工事に適用される個別事項については別表に記載していますので、そちらを必ず確認してください。

一般財団法人三重県武道振興会
理事長 舟橋 裕幸

1 入札に付する工事概要

工事名、工事場所、工事概要、工期並びに予定価格等については別表に記載しています。

2 入札方式等に関する事項

(1) 落札者決定方式

簡易型総合評価方式

(ア) 本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第3条（基本理念）に鑑み、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、同要領第2条に定める品質確保の実効性、施工体制確保の確実性及び見積書等との関連性に関する体制が全て構築されることを確認するための審査を行い、落札者を決定する入札方式の工事です。

なお、詳細については、三重県総合評価方式の運用ガイドライン（以下「運用ガイドライン」という。）を準用します。

(イ) 本工事は総合評価方式の型式は別表で指定しています。

(ウ) 別表で総合評価方式の技術資料の事後審査型を指定しており、本工事は総合評価方式の技術資料について、開札後に落札候補者となった者のみ審査するものです。

(2) 競争参加資格事後審査方式

本工事は、競争参加資格のうち建設業許可業種等の基本項目等を入札前に審査し、これらに加えその他の参加資格を開札後に審査する事後審査方式の工事です。

(3) 低入札価格調査対象工事

本工事について、会計規則第72条で規定する低入札価格調査を準用する工事です。

(4) 入札執行方式

本工事は参加申請書の提出、競争参加資格事前条件確認通知書の発行、入札書及び工事費内訳書等の提出等について紙媒体で行います（電子入札システムは使用しません）。

3 競争参加資格要件に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次の（１）から（３）に掲げる条件をすべて満たしている者とし
ます。

（１）参加申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たしている者とし
ます。ただし、コについては、落札決定までに満たしていれば足りるものとします。

ア 別表で指定する建設工事の種類に対応した建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1下
欄の建設業について、同法第3条の規定による建設業の許可を受けた建設業者であること。

イ エで指定する業種について建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ、
有効期限内であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない
者であること。

エ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に別表で指定する業種
で登録されている者であること。

オ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でな
いこと。

カ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立
がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若
しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格
の再審査に係る認定を受けていること。

ク 本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者で
ないこと。

本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者と
は、次に該当する者としします。

本工事の設計業務の受託者は、別表で指定しています。

ケ 別表で建設業退職金共済制度への加入を条件としている場合は、建設業退職金共済制度に加入
している者であること。

コ 県税・市税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

サ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法
（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和49年
法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義
務のない者を除きます。以下、当該3保険を「社会保険等」という。）。

なお、「届出の義務を履行していない者」の確認は、最新の経営事項審査結果における社会保
険等加入の有無欄で確認します。

（２）次に掲げる条件をすべて満たしている者としします。

ア 別表で指定する地域要件及び企業要件を満たすこと。

イ 本工事に、建設業法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の
規定による主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）であつて、次の（ア）
から（ウ）の基準を満たす者を別表で指定する主任技術者等の配置可否確認時期において配置
できる状況にあること。

なお、配置予定の主任技術者等（以下「配置予定技術者」という。）が入札時に他の工事に従事している場合において、主任技術者等の配置可否確認時期において配置できる状況にあることとは、主任技術者等の配置可否確認時期の前日までにその工事の契約工期末日が到来している又は完成検査による契約の履行を確認していることをいいます。

(ア) 別表で指定する技術者要件（資格及び施工実績）を満たす主任技術者等であること。

a 配置予定技術者の施工実績とは、その技術者が対象となる工事に主任技術者等又は現場代理人として配置されていた実績をいいます。

(a) 主任技術者等としての実績とは、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。

(b) 現場代理人としての実績とは、平成16年4月1日以降に公共機関等が発注した対象となる工事において、その工事の（建設業法第26条の規定による）主任技術者等となることができる資格を契約日から有し、かつ、契約日から完成日までの全工事期間中現場代理人として従事していた実績をいいます。ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）に現場代理人として登録された者に限り（以下「現場代理人として従事していた実績」において同じ。）。

b 施工実績として提出する工事が、フレックス工期又は余裕期間の設定等、全体工期（契約日から完成日まで）と実工期（現場着手日から完成日まで）が一致しない工事である場合は、a（a）に示す「契約日から完成日までの期間」を「実工期」に、a（b）に示す「契約日」を「現場着手日」に、「契約日から完成日までの全工事期間」を「実工期の全期間」にそれぞれに読み替えて適用することとします。

(イ) 監理技術者にあつては、本工事で求める建設業の許可業種に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

(ウ) 本工事が建設業法第26条第3項に該当し、主任技術者等を専任で配置する必要があるときで、入札時に配置予定技術者の届出を求める場合（別表で指定しています）にあつては、本工事の参加申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

なお、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属企業の変更があつた場合には、変更前の所属企業と3か月以上の雇用関係にある者については、変更後の所属企業との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

(3) 次に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。

ア 技術資料届出書（様式1）及び別表で指定するすべての技術資料を提出していること。

イ 配置予定技術者の工事实績など「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

4 簡易型総合評価方式に関する事項

(1) 簡易型総合評価方式の仕組み

本工事の簡易型総合評価方式は、標準点に加算点を加え、入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする方式とします。

評価値 = {(標準点 + 加算点) ÷ 入札価格}

評価値の算出については、運用ガイドラインによります。ただし、三重武道館解体工事総合評

価方式実施要領（以下「実施要領」という。）第2条により算定した額（以下「調査基準価格」という。）を下回る入札（以下「低入札」という。）を行った入札参加者（以下「低入札者」という。）であって、入札時、施工体制審査意向確認書を提出した者には、実施要領第5条に定める施工体制確認審査を行います。施工体制確認審査の結果、実施要領第4条別紙2の1に該当する者は失格とします。

なお、施工体制審査意向確認書を提出していない者には、運用ガイドラインに基づき評価値を補正します。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}\} \times \{\text{入札価格} \div \text{調査基準価格} / 1.08\}$$

(2) 入札の評価に関する基準

評価項目、評価基準及び得点配分は別紙「簡易型総合評価方式評価項目一覧」によります。

(3) 評価方法及び落札者の決定方法

入札参加者の要件及び評価項目を評価し、標準点及び加算点を付与し、次の条件を満たす入札を行った者であって、(1)の方法で算出した評価値の最も高い者を落札者とします。

ア 入札価格が予定価格/1.08の制限の範囲内であること。

イ 評価値が最低限の要求要件である標準点を予定価格/1.08で除した数値を下回っていないこと。

(4) (3)において、落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定します。

(5) 技術資料の受領後の差替又は追加は認めません。

なお、一般財団法人三重県武道振興会理事長（以下「理事長」という。）で追加提出を必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出を求めることがあります。

この場合においては、午前9時00分から午後5時00分の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければなりません。

(6) 施工体制確認資料の訂正、差替及び再提出は認めません。

なお、理事長が必要と判断した場合には、追加資料を求めることがあります。

(7) 提出された技術資料及びこれに付随する資料は、本工事の競争参加資格の確認等、本公告に記載する用途以外には、無断で他の資料として使用しません。

5 入札手続等

本工事の入札に関する手続等等は、次の(1)から(12)のとおりとなります。

(1) 設計図面及び仕様書の閲覧等

ア 設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、一般財団法人三重県武道振興会（以下「振興会」という。）のホームページに掲載する方法により閲覧に供します。

振興会のホームページのホームページアドレス

<http://www.miebudo.com/>

なお、紙媒体での閲覧は、次によります。

(ア) 閲覧期間

公告日から開札日の前日まで（ただし、休日を除きます。）の午前9時00分から午後5時00分まで（ただし、正午から午後1時の間は除きます。）。

(イ) 閲覧場所

別表の入札事務担当所属

イ 設計図書等の複写を希望する者は、別表の入札事務担当所属まで連絡し、指示に従ってください。

(2) 質問の提出及び回答

ア 質問の提出

当該入札に対する質問がある場合は、次のとおり質問を提出するものとします。

(ア) 提出方法

参加申し込みに関する質問については、電子メールによることとし、様式は特に指定しないが、電子メールの件名を「三重武道館解体工事の質問について（業者名）」とし、ファイルは添付せずに本文中に、質問内容を簡潔に記載し、「miebudo@violin.ocn.ne.jp」まで送信すること（午前9時から午後5時の間に電話により担当部署まで受信確認をすること）。

また、電話など口頭による質問は受け付けません。

(イ) 受付時間

午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、休日を除きます。

a 技術資料に係る質問

公告日の翌日から別表で指定する技術資料にかかる質問の受付期限まで（ただし、休日を除きます。）。

b 設計図書等に係る質問

公告日の翌日から別表で指定する設計図書等に係る質問の受付期限まで（ただし、休日を除きます。）。

(ウ) 閲覧場所

別表の入札事務担当所属

イ 質問に対する回答

当該入札に対する質問があった場合は、次のとおり回答するものとします。

(ア) 回答方法

質問を受理した日から休日を除く3日以内に質問内容とその回答を振興会ホームページ (<http://www.miebudo.com/>) に掲示します。

(イ) 回答期限

a 技術資料に係る質問に対する回答

別表で指定する技術資料に係る質問に対する回答期限まで

b 設計図書等に係る質問に対する回答

別表で指定する設計図書等に係る質問に対する回答期限まで

(3) 参加申請書の提出

入札参加希望者は、参加申請書及び次の参加申請時に提出する書類を提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、期限までに参加申請書及び参加申請時に提出を指定する書類を提出しない者は、参加申請を受け付けることができず、入札に参加することはできません。

ア 提出書類

(ア) 参加申請書（競争参加資格確認申請書）

(イ) 参加申請時に提出する書類

a 技術資料届出書等

別表で技術資料届出書等の提出を指定している場合は、技術資料届出書（様式-1）、別表で指定する技術資料及びこれに付随する資料を提出してください。

b その他

別表でその他を指定している場合は、記載されている書類を提出してください。

イ 提出方法

参加申請書及び参加申請時に提出する書類は、持参により提出するものとします。

提出場所は、別表に記載する入札事務担当所属とします。

ウ 提出期間

公告日から別表で指定する競争参加資格確認申請書提出期限まで（ただし、休日を除きます。）。

なお、提出時間は、午前9時00分から午後5時00分までとします（ただし、正午から午後1時の間は除きます。）。

(4) 入札時に提出する書類

別表で指定する入札時に提出する書類は、持参により提出してください。

ア 工事費内訳書（必ず提出）

(ア) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。なお、提出のあった工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札書については、会計規則第71条第7号の規定により無効とします。

また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とします。

a 工事費内訳書を提出しないとき

b 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないとき

c 一括値引き又は減額の項目が計上されているとき

(注) 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。

d 記載すべき項目が欠けているとき

e その他不備があるとき

(イ) 工事費内訳書は、金額を記載してください。

(ウ) 工事費内訳書は返却しません。

また、工事費内訳書の内容については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。

(エ) 工事費内訳書の差替又は再提出は認めません。

イ 施工体制審査意向確認書（別表で指定している場合、条件により提出が必要）

開札時において低入札となったとき、施工体制確認審査を受ける意思のある入札参加者は、施工体制審査意向確認書（様式4）を提出してください。

ウ 納税確認書及び納税証明書（必ず提出が必要）

納税確認書及び納税証明書の写しを提出してください。ただし、納税確認書及び納税証明書の写しの提出日から前6か月以内に発行されたものに限ります。

- (ア) 所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書（無料）
- (イ) 津市が発行する市税の納税証明書（有料）
- (ウ) 所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のないこと用）
（有料）

(5) 競争参加資格の確認項目

競争参加資格の確認については、入札前の事前条件審査及び開札後の参加資格事後審査を実施することとし、確認する項目は次のとおりとします。

なお、参加資格事後審査については落札候補者のみ実施することとします。ただし、落札候補者に競争参加資格がないと認められる場合は、次順位者を落札候補者として参加資格事後審査を実施することとします。

また、くじになった場合にあっては、くじの当選者を落札候補者とします。ただし、くじに当選し落札候補者となった者に競争参加資格がないと認められる場合は、同様に競争参加資格があると認められる落札候補者が決まるまで繰り返すものとします。

ア 事前条件審査項目

入札参加希望者の3（1）（ただし、コを除く）及び3（3）に係る事項

イ 参加資格事後審査項目

競争参加資格要件に関する全ての項目

(6) 競争参加資格確認結果の通知

競争参加資格の確認結果は、次に記載する日までに通知する予定です。ただし、参加資格事後審査結果については、落札候補者の参加資格がないと認めた場合のみ通知します。

ア 事前条件審査結果

別表で指定しています。

イ 参加資格事後審査結果

別表で指定しています。

なお、競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者が、落札決定日までに競争参加資格を満たさなくなった場合は、競争参加資格を取り消します。

(7) 競争参加資格確認申請に係る注意事項

ア 参加申請書及び提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は返却しません。

ウ 参加資格事後審査項目に係る提出書類について、参加資格事後審査時にその内容確認ができない場合は、追加資料の提出又は再提出（以下「追加提出等」という。）を求めることがあります。

追加提出等については、開札日の午後5時00分までに追加提出等の意思確認がとれ、振興会が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めるものとします。

上記の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に提出しなければなりません。

また、理事長が追加提出等を必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出等を求めることがあります。

なお、落札候補者が提出する技術資料（確認資料を含む）の追加提出については、4（5）によります。

(8) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認められた理由について、本工事を所管する理事長に対し次のとおり説明を求めることができます。

ア 請求方法 説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。

なお、書面（様式任意）は持参するものとします。

イ 提出期限 競争参加資格がないと認められた場合の通知日の翌日からその日を起算日として2日以内の午前9時00分から午後5時00分まで

ウ 提出場所 別表の入札事務担当所属

エ 回答方法 説明を求めた者に対し、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して2日以内（ただし、休日を除きます。）に書面により回答します。

(9) 入札方法

ア 入札書は、紙媒体で提出してください。

イ 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載しなければなりません。

ウ 入札書の宛名は一般財団法人三重県武道振興会理事長宛とし、封書のうえ、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら提出してください。

(ア) 代理人による入札にあたっては、入札書に入札者本人の住所及び氏名（法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者氏名。以下同じ。）が記載され押印がある場合は、委任状の提出は必要ありません。

(イ) 代理人が代理人名義で入札する場合は、入札書提出前に委任状を提出しなければなりません。この場合、入札書には入札者の住所及び氏名欄に入札者本人の住所及び氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印することとします。

エ 総合評価方式の技術資料、工事費内訳書又は企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書等、参加申請時又は入札時に提出する書類についても、特に指示が無い限りは該当する欄には入札者本人の住所及び氏名を記載しなければなりません。

オ 入札書の撤回、差替又は再提出は認めません。

(10) 入札書提出の日時及び場所

ア 入札提出日時等

(ア) 入札書提出日時 別表で指定する開札日時とします

(イ) 入札書提出方法 持参により提出してください

(ウ) 入札書提出場所 別表で指定しています

(エ) その他 本工事に係る競争参加資格事前条件確認通知書（写し可）を提示してください。

イ 入札執行回数は1回とします。

(11) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 別表で指定しています。

イ 開札場所 別表で指定しています。

(12) 施工体制確認審査

開札時に、低入札者が施工体制審査意向確認書を提出している場合は入札を保留し、低入札者に対して施工体制確認審査を行います。

ア 低入札者への連絡

予定した開札日の午後5時00分までに、当該入札を保留したことをホームページにより公開するとともに、施工体制審査意向確認書を提出している低入札者へは、実施要領第5条で定める施工体制確認資料の提出を求める旨の連絡を行います。

イ 施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出を求める旨の連絡を受けた低入札者は、開札日の翌日（ただし、休日を除きます。）午後5時00分までに、施工体制確認資料を紙媒体により提出してください。

ウ 基礎要件の審査

実施要領第2条（2）を満足していない場合、その者は失格とします。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は、免除します。

イ 契約保証金

契約保証金の要否は、競争参加資格事前条件確認通知書に記載します。

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会計規則第75条第2項に規定する担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができます。

(ア) 次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

a 会計規則第75条第4項第1号の規定による履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

b 三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号。以下「執行規則」という。）第7条第1項第1号の規定による工事履行保証委託契約を締結し公共工事履行保証証券を提出したことにより保険会社又は金融機関と当振興会との間に工事履行保証契約が成立したとき。

(ア) 次のいずれかに該当する場合は、契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の10分の3以上となります。

a 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続開始等がなされ、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けているとき（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限ります）。

b 調査基準価格に満たない額で契約するとき。

(2) 入札の辞退及び競争参加資格喪失

入札の辞退及び参加資格喪失に関する取扱いは、次のとおりとします。

ア 競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、入札書を提出するまで又は入札書受付締切日時のいずれか早い時点までに、入札辞退届を提出することによって入札参加を辞退することができることとします（入札書提出以降は、原則として入札参加を辞退することはできません。）。

また、入札辞退届の提出は、次のとおりとします。

書面を持参又は郵送により提出してください。

イ 競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、アによる入札を辞退することができる期限以降、落札決定までの間に、競争参加資格条件を満たさなくなったときは、速やかに参加資格喪失届に理由を記載のうえ、その理由を証する書面等を添えて提出しなければなりません。

なお、緊急を要する場合は、電話等（受付は、休日を除く午前9時から午後5時までとします。）により参加資格喪失を届け、後日、参加資格喪失届を提出しなければなりません。

ウ 入札辞退届又は参加資格喪失届を提出せず、かつ振興会への連絡を怠り指定された応札日時（予定価格の事後公表試行案件にあつては第1回応札日時）に応札しない場合は、その理由等について調査を行うことがあります。

エ 落札決定までの期間は、落札候補者に限り、入札時に配置予定技術者の届出を求めているか求めていないかを問わず、配置予定技術者について、他の工事への配置予定等を制限するものとし、他の工事の入札において、本工事の配置予定技術者を主任技術者等として配置を予定して入札に参加する場合で、当該入札が本工事の開札時刻以降に行われるときは、当該工事について入札辞退等の手続きを行わなければなりません。

(3) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うものとします。

イ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合の開札手続については、当該マニュアルに基づくものとします。

(4) 入札の無効及び失格

ア 本公告に示した競争入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、会計規則第71条各号のいずれかに該当する入札並びに次の（ア）から（ツ）に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、参加申請書の提出日から落札決定日までの期間中に、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受ける等、3の競争参加資格要件に関する事項に掲げる条件を満たさなくなった者は、入札に参加する資格のない者に該当します。

（ア）入札に参加する資格のない者が入札したとき。

（イ）入札者が同一案件の入札に対し二以上の入札をしたとき。

（ウ）入札者が他人の入札の代理をしたとき。

（エ）入札に際して連合等の不正行為があったとき。

（オ）入札者が定刻までに入札書を提出しないとき。

（カ）金額を訂正した入札をしたとき。

（キ）記名又は押印を欠く入札をしたとき

（ク）技術資料において届け出た配置予定技術者以外の者を、入札書提出時に提出する資料において申請したとき。

（ケ）総合評価方式に係る評価において参加資格がないことが認められたとき。

（コ）総合評価方式において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき。

- (サ) 技術資料の内容が他の入札参加者と酷似している等適正に作成されたと認められないとき。
 - (シ) 入札書における誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭なとき。
 - (ス) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- イ 次のいずれかに該当するときは、その者は失格とします。
- (ア) 低入札価格調査対象工事において、実施要領別表 2 に規定する「見積内訳等の検討に係る判断基準について」の「1. 判断基準の適用について」に該当するとき。
 - (イ) 提出した工事費内訳書の不明な点を説明しないとき。
 - (ウ) その他入札の執行を妨げたとき。
- (5) 入札における不正・不誠実な行為
- 入札参加者は公正な入札の確保に努めなければなりません。なお、次のいずれかに該当する場合は不正・不誠実な行為とみなします。
- ア 入札参加者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ったとき。
 - イ 入札参加者が、入札において、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、技術資料、又は入札意思について相談したことが認められたとき。
 - ウ 入札参加者が、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格又は技術資料の内容を故意又は過失によって開示又は漏洩したことが認められたとき。
 - エ 予定価格を超えた応札をしたとき。
 - オ 総合評価方式において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき。
 - カ 技術資料の内容が他の入札参加者と酷似している等適正に作成されたと認められないとき。
 - キ (2) イで届けた理由又は内容が、虚偽若しくは著しく事実と反すると認められるとき。
 - ク 5 (12) による施工体制確認審査に協力しないとき。
 - ケ (6) カによる低入札価格調査に協力しないとき。
 - コ (9) による担当技術者の追加配置を怠ったとき。
 - サ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに基づく調査に協力しないとき。
- (6) 落札者の決定
- ア 4 (3) 及び (4) の方法で落札候補者を決定するものとします。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とします。
 - イ 落札者の決定は、落札候補者について 5 (5) イによる参加資格事後審査により競争参加資格があると認められた場合に行います。
 - ウ 4 (4) によりくじを実施する場合、その場でくじを実施します。
その際、最初にくじを引く順番を決めるためのくじを引き、その後、本くじを引ものとします。
くじを実施するにあたって、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くこととします。
 - エ 落札者を決定したときは、入札参加者に通知します。

オ 調査基準価格を下回った入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、実施要領に基づく調査実施後に落札者を決定するものとします。

なお、この場合、落札候補者は実施要領第5条に基づく調査資料（以下「低入札価格調査資料」という。）を指定された日時までに提出しなければなりません。

(ア) 調査の結果、当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合は、落札候補者であっても、必ずしも落札者とならず、次順位者について判断します。

(イ) (ア)における次順位者が、調査基準価格を下回った入札であった場合は、同様に調査をして落札者となりうるかを判断することとし、予定価格以下で調査基準価格以上の入札であった場合は、調査を行わず落札者を決定します。

(ウ) 低入札価格調査資料を提出しない等、調査に協力しない場合は、失格とします。

カ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合は、原則として、落札決定を保留します。また、発注者が必要と判断した場合は、落札決定を保留することがあります。

なお、入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取り止めることがあります。

(7) 現場代理人の選任

落札者は、本工事の契約締結時に建設工事請負契約書の条項（三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱第1号様式の2。以下「請負契約書」という。）第10条により現場代理人を選任し、発注者に通知しなければなりません。

また、選任された現場代理人は請負契約書第10条第2項により工事現場に常駐することとします（ただし、請負契約書第10条第3項により発注者が認めた場合は除きます。）。

なお、現場代理人は主任技術者等及び専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。）と兼ねることができます（ただし、調査基準価格に満たない額で契約する場合の取扱いは、(9)及び(10)のとおりとします。）。

(8) 落札の失効

発注者が契約書の提出を定めた日までに落札者が契約書を提出しないときは、会計規則第77条の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

(9) 契約の締結

ア 落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、契約締結前であれば落札決定を取り消すことができるものとします。

イ 落札決定後、入札参加資格の制限又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止（以下「資格停止等」という。）を受けた場合は、契約締結前であれば落札決定を取り消すことがあります。

(10) 支払条件

前払いは行いません。

なお、部分払いについては協議の上対応することとします。

ただし、平成30年度末に契約金額の1/2を必ず請求してください。

(11) 変更契約

契約後の設計変更の際は、当初の請負比率で変更請負額を算定します。

(12) 入札の中止等

ア 天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止することがあります。

イ 入札者が1者だけの場合は、入札を中止することがあります。

ウ アからウの場合における費用は、入札者の負担とします。

(13) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、理事長に対して苦情申立てを行うことができます。

(14) 火災保険付保険の要否

別表で指定しています。

(15) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(16) 契約書作成の要否

要

(17) 入札時に様式第2-1号（企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書）を提出しているときで配置予定技術者を届け出ている場合において、落札者は、当該様式に記載した技術者を契約時に配置しなければなりません。

なお、契約時及び現地着手時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし契約を解除することがあります。

(18) 落札者は、3（2）イの基準を満たす技術者を契約時に配置しなければなりません。

なお、契約時及び現地着手時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし契約を解除することがあります。

(19) 参加申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし契約を解除することがあります。

(20) 落札者は、契約書提出時に「契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリスト」を提出することとし、配置予定技術者の手持ち工事の状況等を確認したうえで、本工事の主任技術者等として配置可能と判断した場合に契約を締結することとします。

(21) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。なお、落札者が締結する下請契約の相手方について、著しく不相当と認められる下請負人があるときは、建設業法第23条第1項（下請負人の変更）の請求を行う場合があります。

(22) 本公告に定める規定により、落札決定を保留又は取り消した場合、又は仮契約若しくは本契約を保留又は解除した場合、振興会は一切の損害賠償の責を負いません。

(23) 参加資格事後審査の時点で落札候補者とならなかった参加者の中に、結果として無効な応札をした者が含まれていても、落札者決定事務を妨げないものとします。また、くじを引く場合についても同様とします。

(24) 入札をした者は、入札後において、本公告及び設計図書等についての不明を理由として苦情又は異議を申し立てることはできません。

(25) 本公告に関する問い合わせ先

別表に記載しています。